明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一〇六）　一
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**三八〇）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づくリベリアに対する資産凍結等の措置の対象を改正する件（**同**三八一）　八
○公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する件（**文部科学**一七二）　一五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二六八四）　一三
○生産業者又は輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件（**同**二六八五）　一五
〔**官庁報告**〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　一六
国家試験
平成二十四年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　三
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七一
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十二月十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一〇六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣の部内閣法制局の項中「調査官」を「調査官　法令調査官」に改める。

別表内閣府の部原子力安全委員会事務局の項を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「財産被害対策室長」を「財産被害対策室長　事故調査室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「原子力規制室長　防災環境対策室長　放射線規制室長　保安管理企画官　原子力安全国際企画官」を「放射線環境対策室長　放射線規制室長　国際企画官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「中国孤児等対策室長」を「中国残留邦人等支援室長」に、「又は雇用均等・児童家庭局総務課」を「、雇用均等・児童家庭局総務課又は社会・援護局援護企画課」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「商務流通審議官」を「商務流通保安審議官」に改め、同部通商事務所の項の次に次のように加える。

産業保安監督部	部長 係長	産業保安監督管理官　管理課長　課長補佐（管理）　人事 庶務係長
那覇産業保安監督事務所	所長	課長補佐（管理）　庶務係長
産業保安監督部支部	支部長	管理課長　課長補佐（管理）　人事係長　庶務係長
産業保安監督署	署長	

別表資源エネルギー庁の部原子力安全・保安院の項から産業保安監督署の項までを削る。

別表国土交通省の部開発建設部の項中「上席経理専門官」を「上席経理専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表環境省の部の次に次のように加える。

原子力規制委員会	原子力規制庁	長官　次長　緊急事態対策監　審議官　原子力地域安全総括官　課長　安全規制管理官　法務室長　業務管理室長　企画官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　安全研究推進室長　火災対策室長　事故対処室長　核物質防護室長　課長補佐（総括）　室長補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　管理官補佐（安全規制管理官の職務を全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　企画調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　人事専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　会計専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　人事係長　予算係長　秘書

別表備考第一項中「平成二十四年八月三十一日」を「平成二十四年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。